令和８年度 危機管理マニュアル

本マニュアルの法的根拠及び基本事項

本マニュアルは、学校保健安全法第 29 条第１項に定める「危険等発生時対処要領」として策定したものである。本校における各種安全計画（学校保健安全計画、消防計画等）と相互に整合を図り、全教教職員が共通認識の下で組織的に対処するための基本要領とする。

本マニュアルは、年度初め等に全教職員へ周知し、定期的に点検・見直しを行う。

目次

１ 緊急対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P１

２ 交通事故 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P２

３ 不審者対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P３

４ 火災発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P４

５ 地震発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P５

６ 雷・竜巻・局地的大雨発生時の対応 ・・・・・・・・・・・・・ P６

７ 校外活動（修学旅行・遠足等）における安全管理 ・・・・・・・ P７

８ 原子力災害時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P８

９ 弾道ミサイル飛来に伴う学校の対応 ・・・・・・・・・・・・・ P８

令和８年４月改訂版（令和８年10月一部修正）

茨城県立茎崎高等学校

Ⅰ 緊急対応

（１）事故発生時の初期行動

①事故や傷病者が発生した際、発見者及び周囲の教職員は直ちに以下の行動をとる。

②安全確認と状況把握：周囲の安全を確認し、傷病者の症状（意識・心拍・呼吸・出血等）を把握する。

③応急手当と協力要請：必要に応じて心肺蘇生などの応急手当を開始し、周囲の教職員や生徒に救急補助や連絡の協力を要請する。

④緊急通報：重傷と判断した場合は、直ちに 119 番（または 110 番）通報を行う。

（２）負傷及び疾病者の発見と連絡

①発見者は、先ず最も身近にいる教職員に連絡する。

②連絡を受けた教職員は、ただちに養護教諭又は年次担当職員へ連絡するとともに、事故現場に駆けつける。

③養護教諭及び連絡を受けた教職員は応急処置を行う。

④状況によって、救急車の要請をするか、保護者に連絡をし病院受診を勧める。

⑤校長・教頭は役割分担を指示し、県教育委員会（保健体育課等）へ速やかに事故報告を行う。

※各教室には「緊急時対応記録用紙」を配備し、迅速な初動対応を図る。

２ 交通事故

（１）初期対応

事故の第一報が学校に入った場合、連絡者（警察・消防、生徒本人、保護者、目撃者等）から状況を聞き取り、教職員間で連携して以下の対応を行う。

①状況の聞き取りと 110・119 番通報の確認

・事故発生日時・場所、当事者（生徒）の負傷状態、事故の概要を確認する。

・警察（110 番）・救急（119 番）への通報が完了しているか確認する。

※未通報かつ救急・警察の手配が必要な状況であれば、第一報者（現場にいる者）に直ちに依頼するか、学校から 110・119 番通報を行う。

②事故の規模、生徒の負傷程度（救急搬送の有無）、現場の状況等に応じて、教職員（年次・生徒支援部等）の現場や搬送先病院への急行が必要かを判断する。

※軽微な事故で本人が落ち着いており、警察等の対応が完了している場合は、電話等で保護者・本人と連絡を取り、対応方針を確認する。

③状況に応じた迅速な連携対応を行う。

・保護者への速やかな連絡・状況説明（必要に応じて搬送先病院等の案内）。

・当事者生徒への配慮（動揺している場合の精神的フォロー）。

・周囲に他の生徒がいる場合、二次被害防止のため現場から離れるよう指示。

（２）自転車事故における指導

高校生の自転車事故では、加害者としての重い法的責任（過失致死傷、高額損害賠償等）が生じる可能性があることを踏まえ、平常時からヘルメット着用、交通ルール遵守、自転車損害賠償保険等への加入を推奨・指導する。

３ 不審者対応

（１）防犯体制

本校は三部制定時制であり、生徒の登下校時間帯が多岐にわたるため、以下の３段階で敷地・校舎内への不当な侵入を防止する。

①校　門　　：防犯カメラ設置等による侵入抑止・録画体制の維持。
②敷地内　　：教教職員による定期的な校内巡視の強化。
③校舎入口（事務室）：来客入口を限定し、事務室での受付および来客用名札（胸章）の着用の徹底。

（２）不審と思われる者への初期対応と判断基準

①声かけ　：不審と思われる者（名札未着用者、目的なく徘徊している者等）を発見した場合は、必ず複数名で対応し、安全な間合いをとって声をかける。
②間合い　：いつでも退避できるよう、２メートル以上の距離（間合い）を保つ。
あいさつ：「こんにちは」「お困りですか？」
用務確認：「どちらにご用事ですか？」「事務室で受付をお願いできますか？」
誘導　　：「お車は来客用駐車場へお駐めください」「まずは受付（事務室）へご案内します」

③Ａ：不審な点がある場合（指示に従わない、用件が不明等）
・複数名で監視・対応を継続し、直ちに事務室・管理職へ連絡する。
・敷地外への退去を求め、敷地外へ退出するまで見届ける。

Ｂ：明らかな不審者・凶器所持等の場合
・相手が凶暴である、武器を持っている、暴走行為をしている等の場合は一切声かけを行わない。
・直ちに距離をとり、110番通報を行う。
・さすまた等を取り出し、複数名で間合いを保ちながら生徒の安全確保（施錠・避難）を最優先とする。

４　火災発生時の対応

（１）初期対応（発見・消火・通報・放送）

①発見と連絡：発見者は大声で「火事だ！」と周囲に知らせ、非常ボタンを押す。
同時に職員室へ「出火場所・燃えているもの・規模」を知らせる。

②初期消火　：天井に火が届く前であれば、近くの教職員が協力して消火器や消火栓で初期消火を試みる（※身の危険を感じた場合は直ちに退避する）。

③通報と放送：教頭等は直ちに 119 番通報を行う。
放送担当者は直ちに全校放送を行う。
【放送例】「ただいま、（〇〇教室）から火災が発生しました。生徒の皆さんは先生の指示に従い、ハンカチなどで口を覆い、直ちに（グラウンド等）へ避難しなさい。」

（２）避難誘導・安否確認（点呼）

①避難誘導　：授業担当者は、延焼防止のため窓を閉め、速やかに避難場所（グラウンド等）へ生徒を誘導する。

②点呼と報告：避難場所に到着後、クラス担任は直ちに点呼を行い、管理職へ安否および過不足（不明者の有無）を報告する。

５ 地震発生時の対応

（１）発生直後の行動（シェイクアウト）

①激しい揺れ（約 1～2 分）

・授業担当者は「姿勢を低く、頭を守り、動かない」よう生徒に大声で指示する。

・生徒は机の下に入り、机の脚をしっかり握る。

②避難経路の確保

・揺れの合間を縫って、教職員は出入口のドアや窓を開放し、避難経路を確保する。

・窓ガラスやロッカーからは距離を置かせる。

（２）揺れが収まった後の対応・避難判断

①状況把握　　：火気の点検（実験室・調理室等）、負傷者の有無を確認する。

②避難指示　　：校内放送により避難を指示する。

※停電や設備破損等で放送が使えない場合は、教職員が大声で相互に連携し、避難指示を校内に伝達する。

③放送・伝達例　：「地震の揺れは収まりました。身の安全を確認し、先生の指示に従って（グラウンド等）へ落ち着いて避難しなさい。周囲の落下物に注意しなさい。」

④避難時の留意点：教科書やカバン等で頭部を保護させながら避難させる。

【引き渡し及び下校判断】

基本方針：生徒の安全確保を最優先とし、地域の被害状況、公共交通機関の運行状況、気象情報等を総合的に判断した上で、適切な措置をとる。

（３）二次避難場所（本校は指定避難所非該当）

本校はつくば市の指定避難所ではないため、校舎損壊や火災等により校内に留まれない場合の二次避難先として、つくば市指定避難所である「茎崎第二小学校」、または指定緊急避難場所である「茎崎総合運動公園」へ避難誘導する。

６ 雷・竜巻・局地的大雨発生時の対応

（１）事前警戒・予兆時の行動

①気象情報の把握　　：雷注意報や竜巻注意情報の発令、空が急に暗くなる、冷たい風が吹く、大粒の雨や雹（ひょう）が降る、地鳴り等の予兆を察知した場合、屋外活動（体育・部活動等）を直ちに中止する。

②安全な場所への退避：屋外にいる生徒・教教職員は、速やかに鉄筋コンクリート製の校舎内に退避する。

※木の下（側撃雷の危険）や物置・プレハブ小屋（竜巻で飛散する危険）への退避は避ける。

（２）竜巻発生・接近時の校舎内安全確保

避難指示（放送例）:「竜巻注意情報が発表されました（または竜巻が接近しています）。生徒は直ちに窓から離れ、カーテンを閉め、窓のない廊下等へ移動して身を低くしなさい。」

屋内での行動指針

①窓ガラスの飛散防止のため、カーテンを閉め、窓や外壁から離れた「校舎の中央寄り（窓のない廊下、トイレ、階段付近）」に移動させる。

②カバンや教科書等で頭部を保護し、姿勢を低くして身を守る。

③金属製のサッシ、ガラス窓、壁、水道管、電気器具から離れて待機させる。

（３）落雷・豪雨時の校舎内対応

①金属製のサッシ、ガラス窓、壁、水道管、電気器具から離れて待機させる。

②落雷による停電や断水に備え、ポータブル拡声器や懐中電灯を用意する。

（４）登下校時・校外活動中の対応

①登下校中：近くの頑丈な建物（コンビニや公共施設）へ避難する。適切な建物がない場合は、水路や凹地に身を伏せ、頭部を保護する（電柱や高い木からは４ｍ以上離れる）。

②下校判断：激しい雷雨や竜巻注意情報の発表時は、気象状況が改善するまで生徒を校内に留め置き、下校を見合わせる。

7 校外活動（修学旅行・遠足等）における安全管理

（１）事前準備と安全調査（活動前）

①事前調査・リスク把握（情報の確認）

訪問先・宿泊先等の避難場所や救急指定病院の連絡先、地域の防災情報について、旅行業者（添乗員）や施設関係者と事前に情報共有を行い、確認しておく。

②関係機関との連携

訪問先施設や宿泊先の防災管理者、同行する旅行代理店（添乗員）と避難経路や緊急連絡体制を事前に確認する。

③生徒への安全教育

しおりや事前集会を通じ、活動中の安全確保や災害・トラブル発生時の基本行動（身の安全確保、教教職員への即時連絡）を周知徹底する。

（２）活動中の運用と判断基準（活動中）

①気象情報の監視と中止判断

大雨・強風・雷などの警報発令時、または発令が予想される場合は屋外活動を直ちに中止・見合わせる。

②代案（バックアッププラン）の策定

悪天候に備え、「屋内の代替施設への変更」「行程の順延」「宿泊先等での屋内プログラム」などの代案をあらかじめ策定しておく。

（３）連絡体制の構築（定時・緊急）

①教職員間の連携

業務用携帯電話や連絡アプリ等の複数手段を確保し、学校（在校教職員）に対して「出発・到着・入館・帰校」などの定時連絡を必ず行う。

②生徒からの報告体制

生徒個人のスマートフォン等の連絡手段を活用し、本部（引率教員）の連絡先をあらかじめ周知する。体調不良・トラブル・行程変更が発生した際の即時連絡体制を整える。

③保護者への情報提供

行程変更や災害・事故が発生した場合は、学校の一斉メール配信システムやホームページを活用し、正確な状況と今後の対応を保護者へ速やかに発信・提供する。

（４）特別な配慮を要する生徒への対応

事前準備：障害や慢性疾患、アレルギー等の特性を持つ生徒については、事前に生徒と面談を行い、引率者間で共有する。

８ 原子力災害時の対応

※本校は 30㎞圏外のため、主に県（教育委員会）等からの広域情報・指示に基づき対応する。

（１）連絡受領と校内周知（初期対応）

①情報確認：県（教育委員会等）からの指示や防災情報（屋内退避要請等）を管理職が確認する。

※指示に基づき、校内放送で生徒・教教職員へ事態と対応を伝達する。

【放送例】「（〇〇地域）での原子力事故に伴い、県から屋内退避の指示が出ました。全員直ちに校舎内に退避し、窓やドアを閉めて教室等で待機しなさい。」

（２）屋内退避と安全管理

①戸締まり・退避：屋外にいる生徒は校舎内へ移動し、各教室の窓・扉を施錠する

②人数確認：担任・授業担当者は生徒の在室状況を確認し、管理職へ報告する。

③校内保護：指示が解除されるか、次の連絡があるまで生徒の校外への外出を原則禁止とする。

（３）解除・下校判断

解除連絡を受け、校長判断のもと下校指導を行う。

９ 弾道ミサイル飛来に伴う学校の対応

（１）事前指導：生徒等に対し、弾道ミサイル飛来に伴う行動等について指導する。

①特徴（極めて短時間で着弾、爆風や破片の被害）

②緊急情報（Ｊアラート、防災行政無線、緊急速報メール等）

③発生時の行動（落ち着いて身の安全確保、避難場所の事前確認）。

（２）ミサイル発射情報の後、避難メッセージが流れたら

【在校時】

屋外にいる場合：速やかに教室等の屋内（できるだけ窓のない空間）に避難する。屋内に避難できない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

屋内にいる場合：学校施設内のできるだけ窓のない空間に避難する。窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。

【下校時】

屋外にいる場合：近くの建物（できれば頑丈な建物）の中、又は地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。

自動車等の車内にいる場合：車を止めて建物の中、または地下などに避難する。周囲に頑丈な建物がない場合は、車から離れて地面に伏せ頭部を守る。車外に出られない場合は、車内で姿勢を低くして頭部を守る。公共交通機関利用時は、運転手や係員の指示に従う。

【休日】【夜間等】

屋外にいる場合：近くの建物（できれば頑丈な建物）の中、又は地下に避難する。近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

屋内にいる場合：窓のない部屋に移動する。窓がある部屋にいる場合、できるだけ窓から離れる。